

**令和 7 年度
第 1 回 摂津市国民健康保険運営協議会**

摂津市保健福祉部国保年金課

次 第

- I. 会長、副会長の選任について
- II. 令和 6 年度摂津市国民健康保険特別会計決算概要について
- III. 保健事業の取組について
- IV. その他

II. 令和 6 年度 摂津市国民健康保険特別会計決算概要について

被保険者の状況①

「団塊の世代」が全員75歳に到達（後期高齢者医療制度への移行）した最終年度であり、被保険者数の減少が続いています。今後も社会保険の適用拡大等、被保険者数の減少傾向は継続する見込みです。

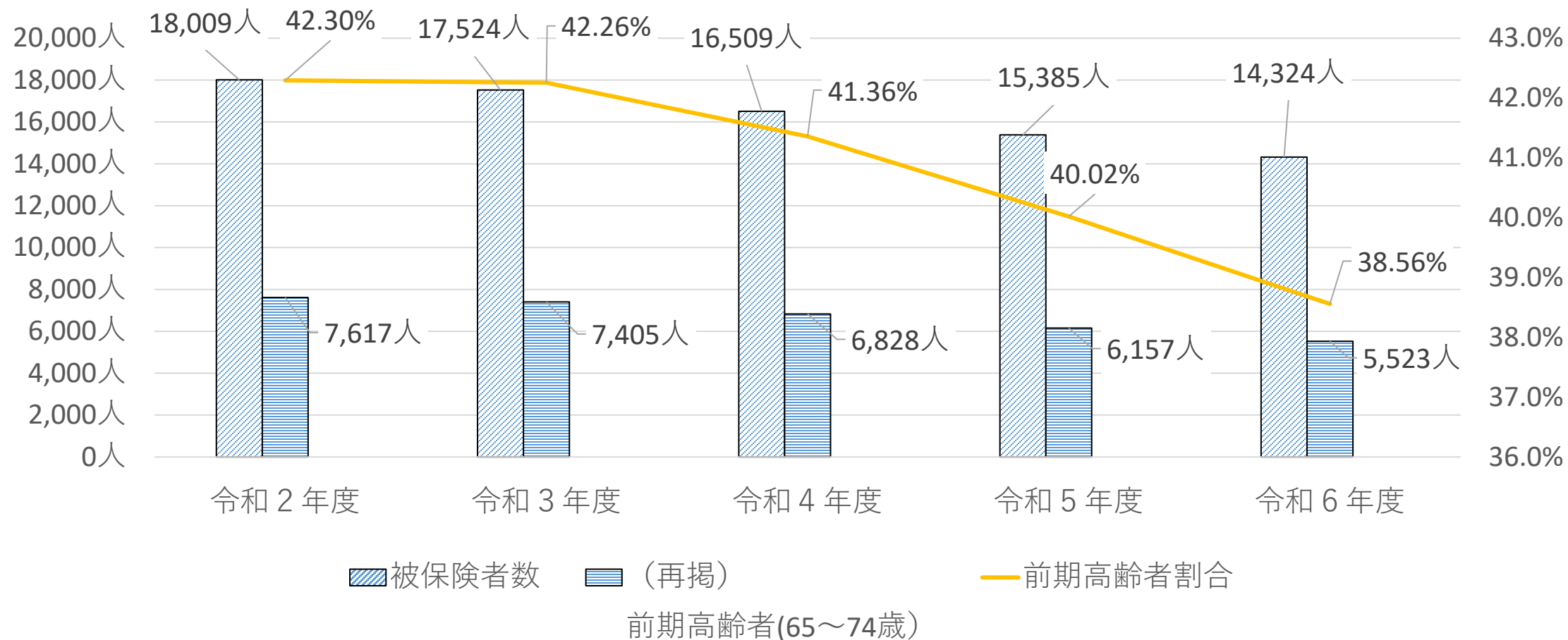
	被 保 険 者 数 （年間平均：4 - 3 月）			参 考 （年度末数値）	
年度	合 計	（再掲） 前期高齢者 （65歳～74歳）	（再掲） 介護第2号 （40歳～64歳）	国保加入率	後期高齢者数 （75歳～）
令和2年度	18,009人	7,617人	5,710人	20.49%	10,971人
令和3年度	17,524人 (△485)	7,405人 (△212)	5,597人 (△113)	19.74% (△0.75)	11,377人 (406)
令和4年度	16,509人 (△1,015)	6,828人 (△577)	5,397人 (△200)	18.39% (△1.35)	12,022人 (645)
令和5年度	15,385人 (1,124△)	6,157人 (△671)	5,098人 (△299)	17.24% (△1.15)	12,558人 (536)
令和6年度	14,324人 (△1,061)	5,523人 (△634)	4,928人 (△170)	15.91% (△1.33)	12,964人 (406)

※（ ）内は前年度からの増減

被保険者の状況②

「団塊の世代」の後期高齢者医療制度への移行により、全被保険者に占める前期高齢者の割合は減少傾向にありますが、社会保険の適用拡大もあり、依然として高い割合を保っています。

被保険者数の推移と前期高齢者の割合



令和 6 年度 決算見込

令和 6 年度決算における歳入歳出差引額は約 9 1 4 万 3 千円となり、収支均衡となっています。

(単位：千円)

歳入科目	R 5	R 6	増減	前年比
国民健康保険料	1,727,319	1,714,254	▲13,065	99.24%
国庫支出金	177	18,810	18,633	106.27%
府支出金	6,415,252	6,084,133	▲331,119	94.84%
繰入金	931,426	805,162	▲126,264	86.44%
繰越金	5,755	72,937	67,182	12.67%
その他	19,435	16,157	▲3,278	83.13%
合 計	9,099,364	8,711,453	▲387,911	95.74%

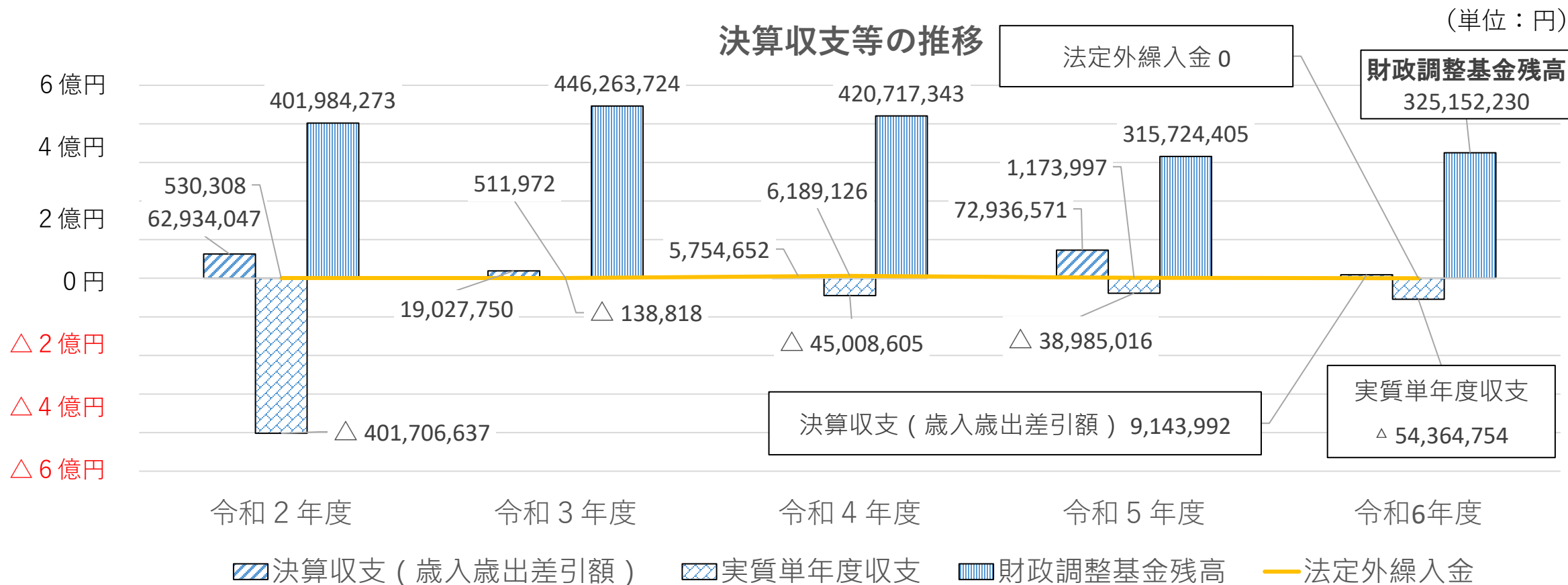
(単位：千円)

歳出科目	R 5	R 6	増減	前年比
総務費	152,507	178,777	26,270	117.22%
保険給付費	6,222,888	5,951,352	▲271,536	95.64%
事業費納付金	2,581,132	2,481,104	▲100,028	96.12%
保健事業費	60,541	64,038	3,497	105.78%
その他	9,352	7,770	▲1,582	83.08%
基金積立金	8	19,269	19,261	240,863%
合 計	9,026,428	8,702,310	▲324,118	96.41%

87億1,145万円3,498円（歳入総額）－ 87億230万9,506円（歳出総額）＝914万3,992円（歳入歳出差引額）

決算収支等の推移

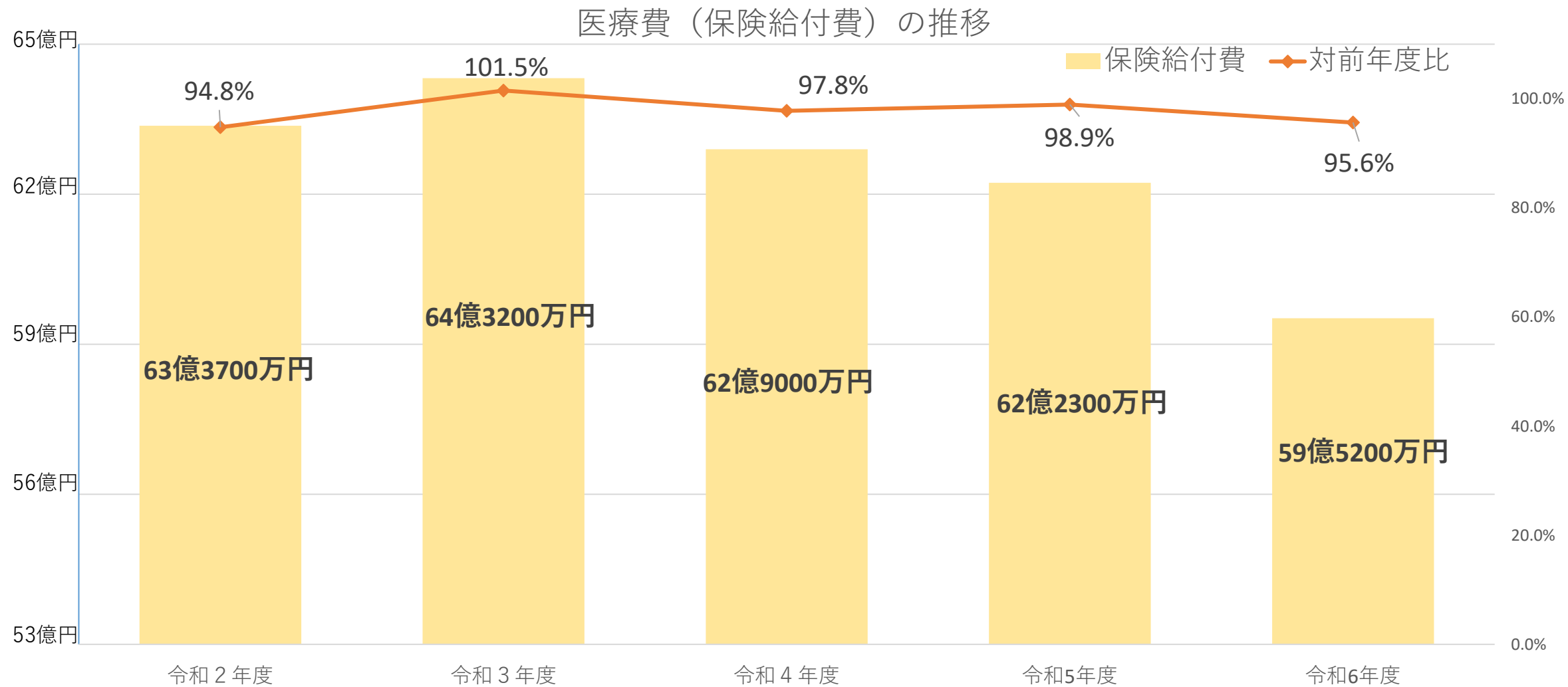
令和6年度の決算収支額は前年度繰越金を用いて黒字を確保しましたが、実質単年度収支では赤字となっています。令和7年度においては、状況により財政調整基金の取り崩しの検討が必要です。



- 決算収支 (歳入歳出差引額) = 歳入額 (8,711,453,498円) - 歳出額 (8,702,309,506円) = 9,143,992円
- 実質単年度収支 = 決算収支 (9,143,992円) - 繰越金 (72,936,571円) - 法定外繰入金 (0円) - 基金繰入金 (9,841,000円) + 基金積立金 (19,268,825円) = △54,364,754円

医療費（保険給付費）の推移

令和 6 年度の保険給付費は、被保険者数の減少により前年度に比べ約 2 億 7,1 0 0 万円の減となっています。



1人当たり医療費（費用額）の推移

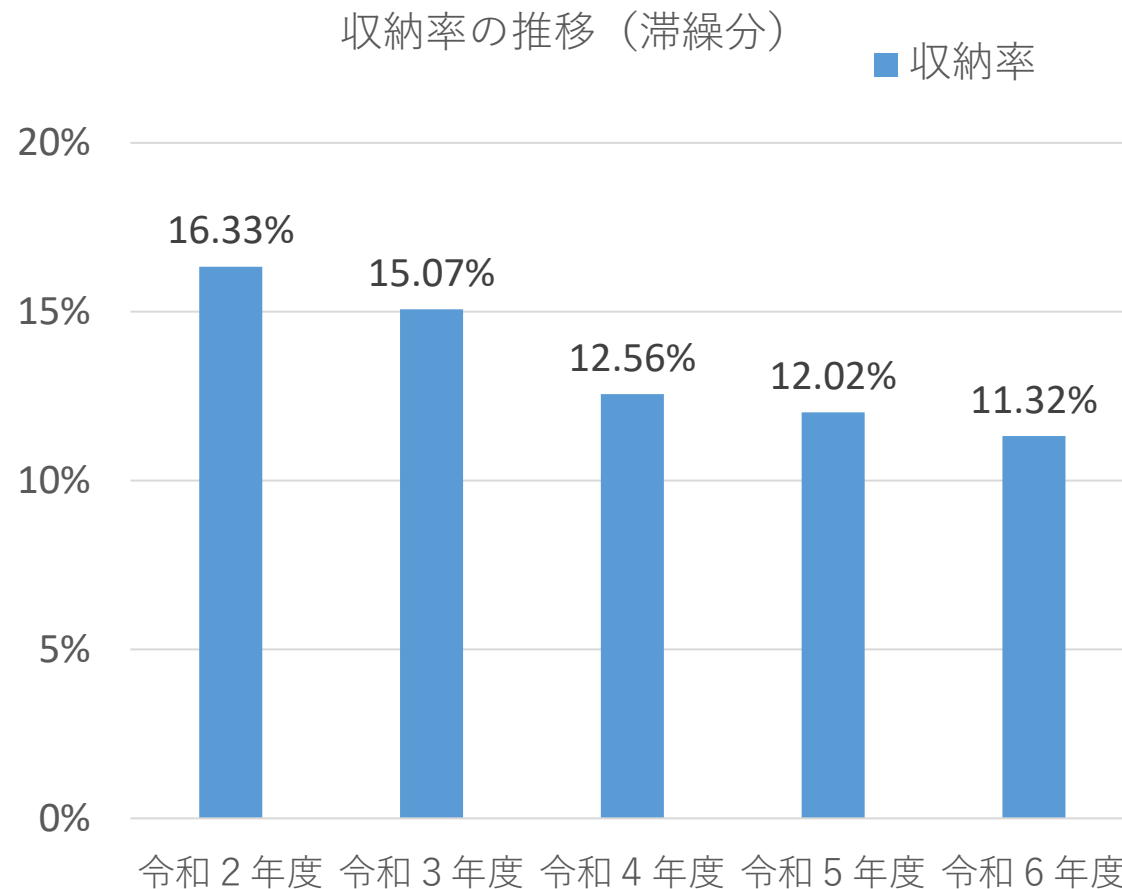
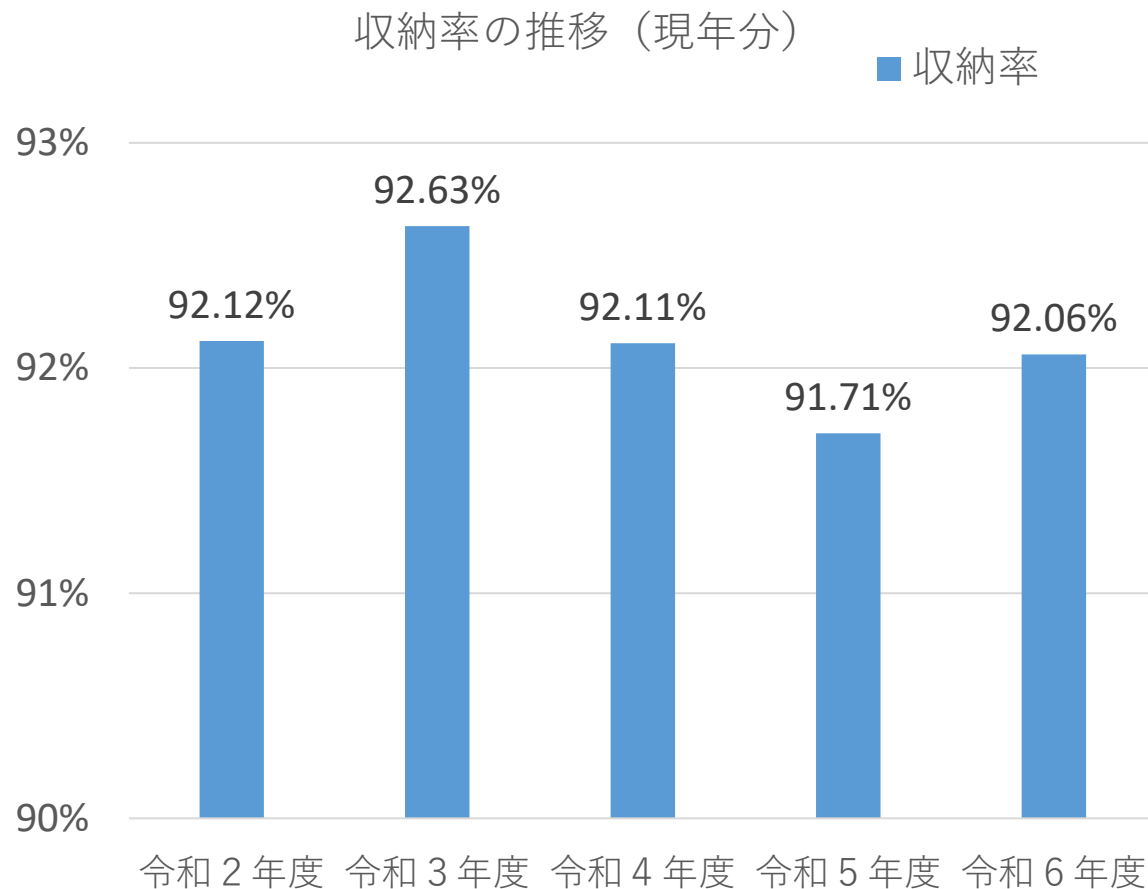
令和6年度の1人当たり医療費（費用額）は前年度から1万1,280円増加し、47万5,146円となっています。高額薬剤の保険適用や医療の高度化などにより、1人当たり医療費は増加傾向となっています。



	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1 人当たり医療費	408,267円	425,445円	440,265円	463,866円	475,146円
前年度比	98.8%	104.2%	103.5%	105.4%	102.4%

保険料収納率の推移

令和 6 年度は前年度に比べ、現年分 0.35 ポイントの増、滞納繰越分 0.70 ポイントの減となりました。



※収納率：還付未済額控除後の数値

保険者としての取組評価について【保険者努力支援制度等の評価分】

◆保険者努力支援制度とは

保険者努力支援制度は、平成27年の国民健康保険法等の改正により、保険者における医療費適正化に向けた取組等に対する支援を行うため、保険者の取組状況に応じて交付金を交付する制度として創設されました。

保険者における医療費適正化の取組等を評価する指標を設定し、達成状況に応じて交付金を交付する制度として、平成30年度から本格実施されています（取組評価分）。

令和6年度は後発医薬品の使用割合向上に対する取組等が評価され、府内43市町村の中で9位となっています。

直近5年間の獲得金額

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保険者努力 支援制度	3,454万2千円	3,098万1千円	4,272万4千円	4,060万5千円	3,160万円
府内順位	13位	17位	1位	1位	9位

保険者としての取組評価について【特別交付金（府繰入金）等の評価分】

◆特別交付金（府繰入金）について

平成29年度までは都道府県特別調整交付金として交付されていたもので、平成30年度の広域化後は特別交付金（府繰入金）として、Ⅰ「財政の健全性の確保・向上」、Ⅱ「広域化の推進」、Ⅲ「健康づくり・医療費適正化の促進」「先駆的な取組促進事業」等それぞれの交付基準ごとに評価され、交付額が決定されます。

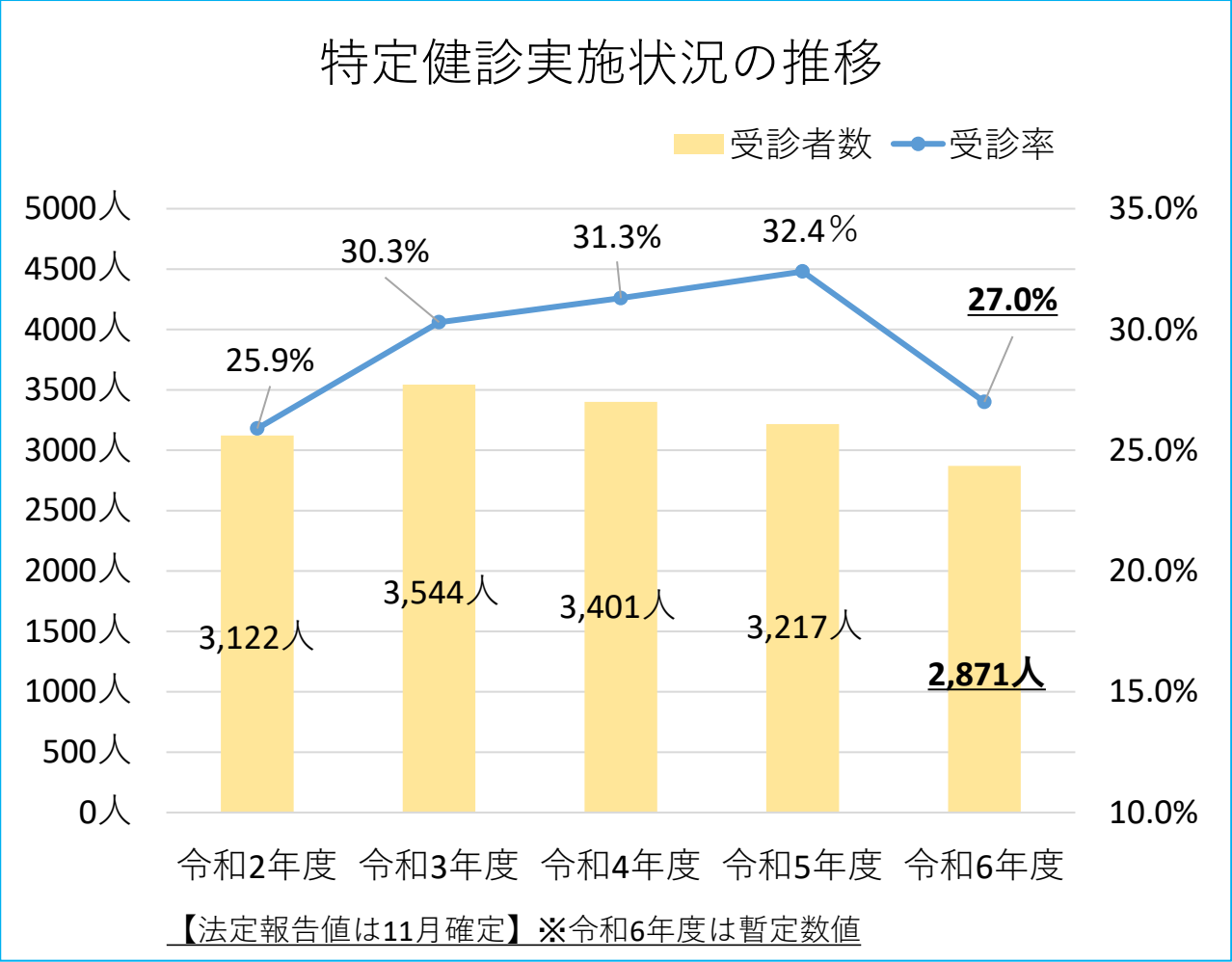
※令和6・7年度は、大阪府統一料率における保険料抑制財源として用いられており、市町村への交付はありません。

直近5年間の獲得金額

	特別交付金（府繰入金）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
Ⅰ 財政健全化	824万4千円	838万9千円	740万8千円	310万5千円	—
Ⅱ 広域化推進	645万1千円	606万3千円	460万7千円	239万9千円	—
Ⅲ 保健事業	1,309万2千円	1,395万4千円	1,715万9千円	841万2千円	—
先駆的な取組促進事業	547万8千円	547万8千円	—	—	—

III. 保健事業の取組について

令和6年度 特定健診の実施状況



◆特定健診について

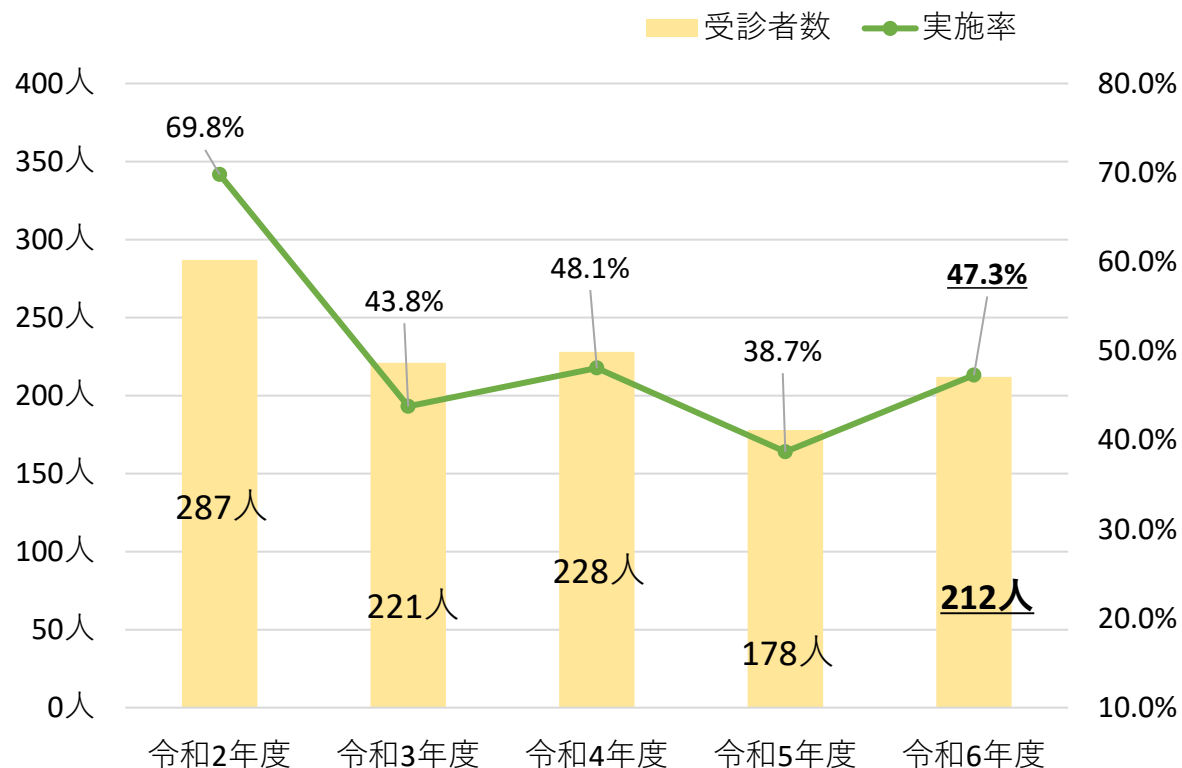
特定健診は、国保被保険者のうち40～74歳の方を対象に年1回実施しています。希望者は保健センターでの集団健診か指定医療機関での個別健診を選択することができます。

令和6年度は昨年度同様、AI・ナッジ理論を活用した未受診者勧奨ハガキの送付を行うとともに、出張での特定健診を実施しました。

引き続き、被保険者への電話によるアプローチ、職場健診データの提供依頼や人間ドック・脳ドック費用助成制度の周知啓発等を実施してまいります。

令和6年度 特定保健指導の実施状況

特定保健指導実施状況の推移



【法定報告値は11月確定】※令和6年度は暫定数値

◆特定保健指導について

特定保健指導は、特定健診の結果「動機付け支援」「積極的支援」に該当した方を対象に保健センターで実施しています。

令和6年度は未利用者対策として、健診結果説明会の実施や、参加案内文書の送付、電話勧奨などを進めてきました。

今後も引き続き出張健診を含め、健診当日の初回面談(保健指導)を行い、実施率向上に努めるとともに、対象者が自身の健康状態を自覚し、自ら健康的な生活に改善できるよう、様々な働きかけやアドバイスを行っていきます。

令和6年度 人間ドック・脳ドック受診費用助成の状況

人間ドック 平成30年度からの広域化に伴い、生活習慣病重症化予防の取組として府内全市町村で実施することになり、人間ドックを受診した際の健診費用の一部を助成しています。なお、助成申請により、健診結果を提供してもらうことで、特定健診受診率の向上等の効果も見込んでいます。

脳ドック 令和6年度から、脳血管疾患等の早期発見及び予防の取組として、脳ドックを受診した際の検査費用の一部助成を開始しました。

◇対象者：40歳～74歳の国保被保険者（令和7年度は30歳代まで拡大）

◇助成額：人間ドック(上限) 26,000円・脳ドック(上限) 20,000円

◇要件：人間ドック；特定健診の検査項目を満たしていること など
脳ドック；MRA・MRI検査を受けていること など

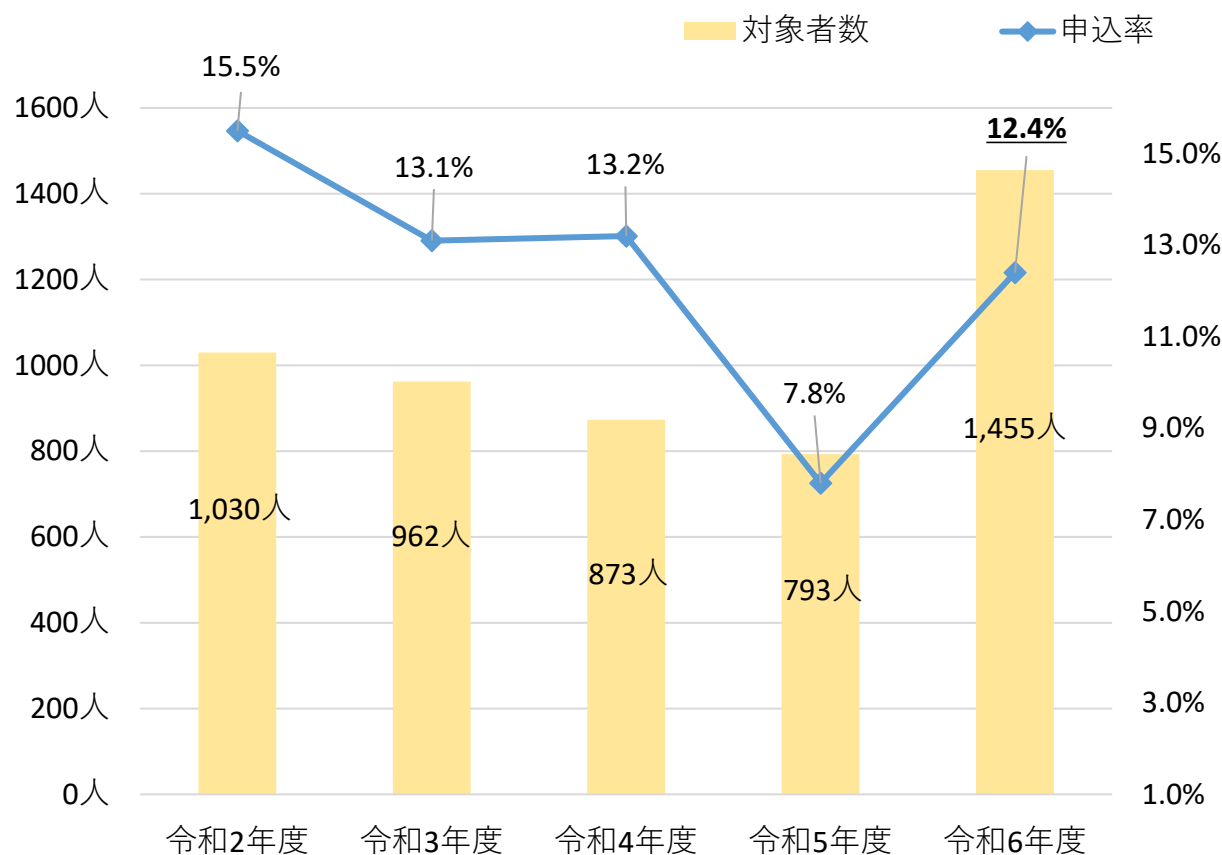


■助成申請件数実績

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
人間ドック	59	92	121	146	159	173	198
脳ドック	—	—	—	—	—	—	58

令和6年度 スマホdeドックの実施状況 ①

スマホdeドック実施状況の推移



◆スマホdeドックについて

スマホdeドック；送付型自己採血キットを使用した若年者向けセルフ健康チェックサービス事業

＜対象者＞30歳～39歳、3年連続特定健診未受診(R3年度～R5年度)の43歳～45歳

* R6年度から30歳～34歳の対象者年齢拡大

＜実施期間＞R7.1.10～2.28

＜対象者数＞1,455人

＜申込数＞180人(上限180人)

＜申込率＞12.4%(前年度比4.6%増)

＜検査数＞125人

＜検査率＞69.4%(前年度比11.2%減)

＜検査内容＞自己採血キットによる簡易血液検査

＜自己負担額＞無料

令和6年度 スマホdeドックの実施状況②

■年代別申込・検査状況【若年者＋特定健診対象者】

対象年齢	対象者数	申込者数	申込率	検査者数	検査率	備考
30歳～34歳	6 1 5 人	1 1 7 人	1 9 . 0 %	7 8 人	6 6 . 7 %	新規対象者
35歳～39歳	5 8 3 人	5 0 人	8 . 6 %	3 8 人	7 6 . 0 %	
43歳～45歳	2 5 7 人	1 3 人	5 . 1 %	9 人	6 9 . 2 %	3年連続特定健診未受診
計	1, 4 5 5 人	1 8 0 人	1 2 . 4 %	1 2 5 人	6 9 . 4 %	

<参考>

【過年度実績】	対象者数	申込者数	申込率	検査者数	検査率	備考
R 5 年度	7 9 3 人	6 2 人	7 . 8 %	5 0 人	8 0 . 6 %	
R 4 年度	8 7 3 人	1 1 5 人	1 3 . 2 %	9 3 人	8 0 . 9 %	
R 3 年度	9 6 2 人	1 2 6 人	1 3 . 1 %	9 7 人	7 7 . 0 %	
R 2 年度	1, 0 3 0 人	1 6 0 人	1 5 . 5 %	1 3 2 人	8 2 . 5 %	申込数上限160人

・令和6年度の申込率は令和5年度より上昇、検査率は令和5年度より減少しました。

令和6年度スマホdeドックの実施状況 ③

■年代別総合判定【血液検査のみ】

対象者	A 判定	B 判定	C 判定	D 判定	計	所見あり (B・C・D判定)
	基準 値内	軽度 異常値	高度 異常値	医療必要性 あり		
30歳～34歳	7 人	1 2 人	3 4 人	2 5 人	7 8 人	7 1 人 (91.0%)
35歳～39歳	1 人	1 0 人	1 6 人	1 1 人	3 8 人	3 7 人 (97.4%)
43歳～45歳	1 人	2 人	3 人	3 人	9 人	8 人 (88.9%)
計	9 人	2 4 人	5 3 人	3 9 人	1 2 5 人	1 1 6 人 (92.8%)

・ 30歳～39歳で所見ありの割合は、93.1%と高くなっています。

令和6年度スマホdeブックの実施状況 ④

■若年者健診の令和6年度受診状況

項目	対象者 (36～39歳)	R6若年者健診 受診者数	受診率
R5スマホdeブック受診者	30人	7人	23.3%
R5スマホdeブック未受診者	420人	118人	28.1%

■特定健診の令和6年度受診状況

項目	対象者		R6特定健診 受診者数	受診率
	40歳到達	43～45歳		
R5スマホdeブック受診者	9人	11人	5人	25.0%
R5スマホdeブック未受診者	132人	191人	7人	2.2%

・スマホdeブック受診者は未受診者より、次年度に健診受診する割合が高くなっています。

＊スマホdeブック受診者 ； 12人受診/50人 受診率24.0%

 スマホdeブック未受診者 ； 125人受診/743人 受診率16.8%

IV. その他

◇広域化の進捗状況および今後の検討事項

◇子ども・子育て支援金制度について

1. 広域化の進捗状況および今後の検討事項

◆広域化の状況等

令和6年度から大阪府内においては、「同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料」となる保険料率の完全統一が実施されたほか、減免制度など各種基準についても府内統一基準となっています。

保険料率（令和7年度：医療分9.30%、支援分3.02%、介護分2.56%）

◆令和7年度の主な検討事項（大阪府）

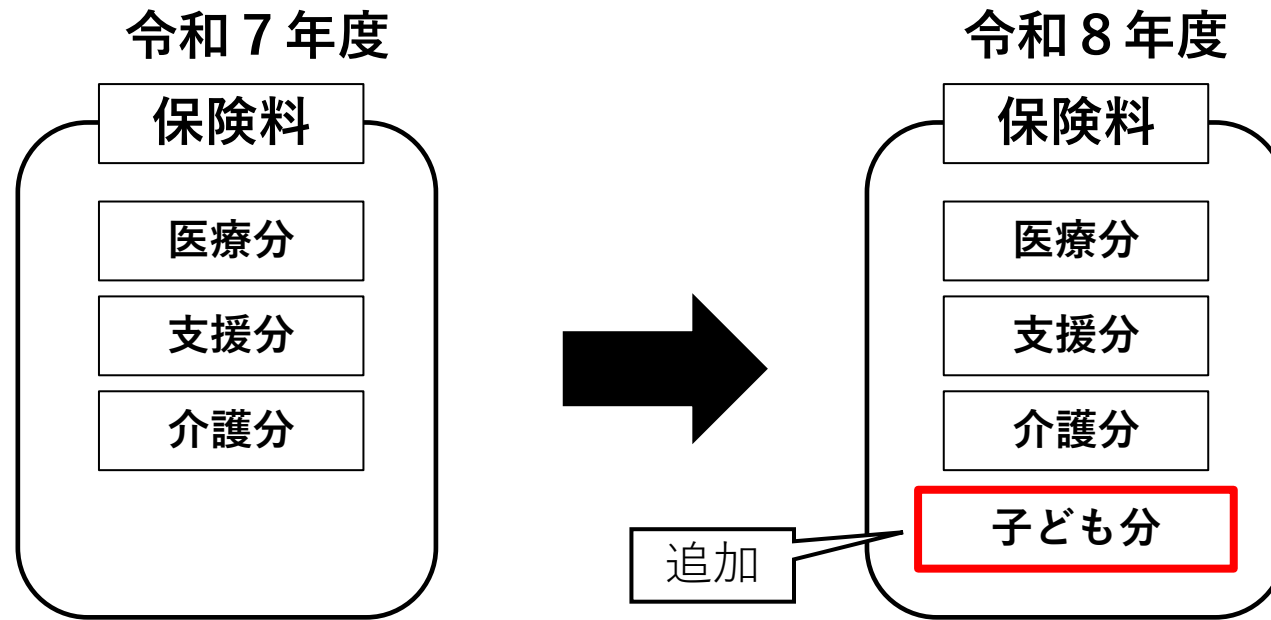
- ・保健事業・医療費適正化（医療費通知・第三者行為）の横展開等の検討
- ・収納対策・広報活動（共同実施）・精神結核給付の検討
- ・府全体の共通公費の範囲の検討
（過年度保険料収納見込・保険者努力支援制度（都道府県分・市町村分）・府2号繰入金）
- ・子ども・子育て支援金制度導入に係る納付金算定方法等について検討
- ・令和6年度決算状況を踏まえた検証
（保険料減免・軽減、標準収納率、保健事業、財政安定化基金など）

上記事項の令和8年度当初予算への反映等については、例年同様に、あらためて委員の皆さまのご意見を伺う予定（年明け1～2月頃）としております。

2. 子ども・子育て支援金制度について

■概要

- ・子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）
- ・“少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて、令和8年度から拠出いただく。”とするもの



- ・創設：令和8年度から令和10年度までに段階的に導入
- ・総額：1.3兆円規模（令和10年度）、国保全体で3,000億円程度
- ・加入者一人当たり月額（市町村国保 国試算）：250円（R8）、300円（R9）、400円（R10）

■制度開始に向けての検討

- ・大阪府国民健康保険運営方針に、子ども・子育て支援金に係る内容の追記検討のため、法定市町村意見聴取が予定されており、その内容を踏まえ、必要に応じて委員の皆さまのご意見を伺う予定（9～10月）としております。

▼子ども・子育て支援金における賦課総額の按分方法等の検討

⇒子ども・子育て支援金は、納付金の算定方法が国から示されております。賦課総額の按分方法（4方式、3方式、2方式）については、大阪府においては保険料水準を完全統一していることから、子育て支援金における賦課総額の按分方法についても、統一を行う。

※参考

令和7年3月13日開催 全国高齢者医療主管課（部）長及び

国民健康保険主管課（部）長並びに後期高齢者医療広域連合事務局長会議資料